

「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」開催要綱（案）

令和 4 年 2 月
「ビジネスと人権に関する行動計画
の実施に係る関係府省庁施策・推進
連絡会議」
決定
令和 5 年 X 月 一部改正

1 作業部会の目的

「ビジネスと人権」に関する行動計画（以下、「行動計画」という。）の第 4 章 4 において、関係府省庁連絡会議が特に初年度に議論を行うこととされている諸事項の取組を推進するため、ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議（以下、「円卓会議」という。）の 2（3）の規定に従い、円卓会議の下に、「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」（以下、「作業部会」という。）を開催する。

2 作業部会における議論の内容及び目指す成果

作業部会においては、次の（１）～（３）についての検討及び議論を行う。必要に応じ、作業部会での議論する事項を追加する。

（１）実効的かつ持続可能なフォローアップのための作業方法の検討

行動計画において今後行っていく具体的な措置として記載されている 85 件の項目を関係府省庁が実施し、関係府省庁連絡会議がその実施状況をモニタリングするに際し、行政府側の実施可能性及び持続可能性（資源制約を含む。）を考慮しつつ、ステークホルダー側からの問題意識を踏まえ、作業方法（適当な評価指標を含む。）について助言及び意見表明を行う。

（２）企業における人権デュー・ディリジェンスの導入促進につながるような情報提供や支援策に関する議論

企業における人権デュー・ディリジェンスの導入促進につながるような情報提供や支援策に関しての検討及び意見表明を行う（例えば、①企業の取組の事例（例：成功事例や問題事例）や他国における法令・履行の実態等についての情報提供、②企業が取り組むべき作業項目等の提示、③責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスその他の有益な国際的な文書の効果的な周知・啓発等が考えられる。）（特定分野での先行的な事例を参考とした検討も含む。）。

（３）企業における人権デュー・ディリジェンスの導入程度を確認できるような、企業に対する実態調査の結果を踏まえた議論

関係府省庁が企業団体等と協力して行う実態調査の収集・分析結果を踏まえ、課題や今後

の方向性等につき検討し、議論する。

3 開催時期・回数

作業部会の議論は、基本的に1年間を区切りとし、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁連絡会議」の決定に基づいて、必要に応じ延長できるものとする。

作業部会は、令和5年度は必要に応じ継続的に開催する。

4 構成員等

作業部会は、特定の議題について議論することを想定して期間を定めて開催するものであるが、柔軟かつ機動的な対応ができるように、その構成については次のとおりとし、具体的には別紙のとおりとする。

(1) ステークホルダー側については、

- ・ 円卓会議構成員（代理人を含む。）のうちあらかじめ希望する者
 - ・ その他専門的知見により作業部会の意見交換に貢献することが想定される者
- これらのうちから、作業部会の調整役（1－2名）を設けることができる。

(2) 関係府省庁側については、

- ・ 上記2（1）の議論については、外務省始めとする全府省庁、上記2（2）及び（3）については、外務省、経済産業省、その他関係府省庁（議論の内容による）

円卓会議構成員に限られず、必要な場合には関係部局・機関からの出席を得ることができる。

(3) 作業部会の庶務は、外務省総合外交政策局人権人道課において処理する（業務委嘱先に委嘱することを含む。）。

5 作業部会の公開等

作業部会においては、議論要点を記載した議事概略を作成の上、後日公開する。

（了）